

# 丸亀市大手町第二駐車場広告事業募集要項

平成19年3月  
(改正) 令和3年7月  
丸 亀 市

丸亀市では、丸亀市大手町第二駐車場を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出するため、丸亀市広告事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）、丸亀市広告掲載基準のほか、本募集要項のとおり広告主を募集します。

## 1 広告について

|                 |   |  |
|-----------------|---|--|
| 1 広告媒体の種類       | 丸亀市大手町第二駐車場                                     | 丸亀市大手町二丁目3番1号<br>(「資料1 位置図」参照)                 |
| 2 広告の掲出位置       | 県道33号線に面した北側壁面の西寄り部分<br>縦2000mm×横14400mm<br>×2段 | (「資料2 掲出位置図」参照)                                |
| 3 広告の規格         | 1 枠の大きさ<br>縦2000mm×横900mm<br>枠数 上下各16枠          |  |
| 4 広告掲出期間        | 平成19年7月より随時、ただし、月単位で最長1年とする。                    | 掲出期限が満了した場合は、再度応募し選定されると、継続して掲示することができます。      |
| 5 広告掲出料<br>(税込) | 1 枠につき<br>2千円/月<br>(前納一括納付)                     | ①掲出料金には、行政財産使用料を含みます。<br>②途中解約に伴う掲出料金の還付はしません。 |

## 2 広告主の応募資格等について

|        |   |
|--------|---|
| 1 応募資格 | ① 香川県の区域内に事業所を有する者であること。<br>② 市税を滞納していない者であること。<br>③ 法人にあつては、会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続き等をしていないこと。<br>④ 法人にあつては、商法により会社の整理の開始を命じられていないこと。<br>⑤ 丸亀市が行う建設工事等の請負等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。 |
| 2 応募条件 | ① 応募枠数は、最低2枠以上とした上で、任意としますが、掲出する広告は募集枠全体で2件までとなります。(香川県屋外広告物条例施行規則第3条第1項)<br>② 1応募当たり1件の広告となりますので、1応募者で2件の広告を希望する者は、2件の応募書類を提出してください。   |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>③ 市から広告主として選定された者は、行政財産の使用許可申請を行い、許可を受けなければなりません。</p> <p>④ 掲出しようとする広告は、丸亀市都市景観条例の趣旨に配慮すると共に、その内容等について掲出前に市の審査を受けなければ掲出することができません。</p> <p>また、掲出した広告の内容を変更しようとする場合も、事前にその内容等について市の審査を受けなければなりません。これらの場合において、市から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければなりません。</p> <p>⑤ 広告は、安全が確保される方法で壁面に固定すること。</p> <p>⑥ 広告の掲出及び取り外し、並びに掲出中の広告の維持管理は、広告主の責任において行うものとし、これに必要な経費は広告主の負担とします。</p> <p>⑦ 広告の掲出期間終了時は原形復旧を行うこととします。ただし、市と協議の上承認を得た場合はこの限りではありません。</p> <p>⑦ 上記のほか、香川県屋外広告物条例、丸亀市広告事業実施要綱、丸亀市広告掲載基準等に従わなければなりません。</p> |
|--|---|

### 3 応募方法、期限等

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 募集要項等の配付及び募集期間 | 平成 19 年 5 月 1 日から募集を行い、広告主が 2 名若しくは広告件数が 2 件に達するまで、又は募集枠がなくなるまでの間、随時募集を行うこととし、毎月末日をもって締め切り選定を行う。  |
| 2 応募書類           | <p>① 申込書（様式第 1 号）</p> <p>② 広告しようとする内容がわかる原稿案（素案で結構です）<br/>         なお、広告の保護方法及び広告の壁面への固定方法を明らかにする書類を添付すること。</p> <p>③ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）</p> <p>④ 住民票抄本（応募者が個人の場合）</p> <p>⑤ その他参考となる書類（会社概要など）</p> |
| 3 応募書類の提出部数      | 正本 1 部を提出してください。  |
| 4 応募書類の提出方法      | 応募書類は、掲出しようとする月の 2 月前の月の末日までに、 <u>下記へ持参により提出してください。</u>   |
| 5 申込み先(問い合わせ先)   | 丸亀市大手町二丁目 4 番 2 1 号<br>丸亀市都市整備部都市計画課（丸亀市役所 3 階）<br>電 話       : 0877-35-7613<br>F A X       : 0877-24-8866<br>E-mail      : toshikei-k@city.marugame.lg.jp   |

#### 4 広告主の決定方法

- (1) 募集締切日（毎月末日）をもって、広告を掲出しようとする内容及び掲出方法が適当であると認められる応募者のうち、総応募枠数（応募枠数×広告掲載月数）の多い順に、残り枠がなくなるまで又は募集枠全体で掲出する広告が2件に達するまで、広告主を決定します。
- (2) 総応募枠数が同数の応募者が複数ある場合で、当該応募枠数の合計が残りの枠数を超えるときは、抽選により広告主を決定します。
- (3) 残り枠数が応募者の希望枠数を下回る時点で、総応募枠数の多い応募者の順に協議の優先順位を付け、市と協議して希望枠数を減じることに合意した応募者を広告主に決定します。この場合において、応募者は、希望枠数を確保できないことを理由に辞退することができるものとします。

#### 5 選定結果の通知及び公表

広告主を選定したときは、その結果を応募した全ての者に通知（様式第2号）します。

#### 6 広告主の取扱い

広告主は、市が指定する日までに行政財産の使用許可申請を行い、当該申請に係る許可を受けなければ、その資格を失うこととなります。指定期日までに広告掲出料を納付しない場合その他、市長が適当でない判断した場合も同様の措置をとることがあります。（実施要綱第12条）

広告主の資格を取り消した場合は、既に納付された広告掲出料は返還しません。

#### 7 広告主の辞退

広告主は、文書で申し出るにより、広告主を辞退できます。

#### 8 広告主の責務

広告主は、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとします。（実施要綱第16条）

広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければなりません。また、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

#### 9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、応募申請を無効とし、応募者を失格とします。
- (3) 応募申請後に、本募集要項「2. 応募資格等について」に定める欠格条項に該当した場合も、応募者を失格とします。
- (4) 市が受理した応募書類の内容については、明らかな間違いや軽微な修正を除き、内容を変更することはできません。
- (5) 市が受理した応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (6) 応募書類は、丸亀市情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- (7) 応募書類を市へ提出後に申請を撤回する場合は、辞退届（様式自由）を市に提出してください。



第 号  
年 月 日

様

丸亀市長

## 決 定 通 知 書

年 月 日付で、申し込みのありました丸亀市大手町第二駐車場広告事業における広告主について、次のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 選定の結果 ( ) 広告主として選定します。(2以降参照)  
( ) 広告主として選定しません。

(選定しない理由)

- 2 広告掲出内容
- 

- 3 選定の条件

- (1) 広告掲出期間 年 月 日～ 年 月 日  
(2) 使用面積 m<sup>2</sup> ( 枠)  
(3) 掲示枠の位置 別紙位置図のとおり  
(4) 広告掲出料 円(税込)  
(5) 広告掲出料支払期限 年 月 日(一括前納)  
(6) 広告原稿(決定)提出期限 年 月 日(広告主が作成)  
(7) その他

香川県屋外広告物条例、丸亀市広告事業実施要綱、丸亀市広告掲載基準及び丸亀市大手町第二駐車場広告事業募集要項等の規定に従うこと。

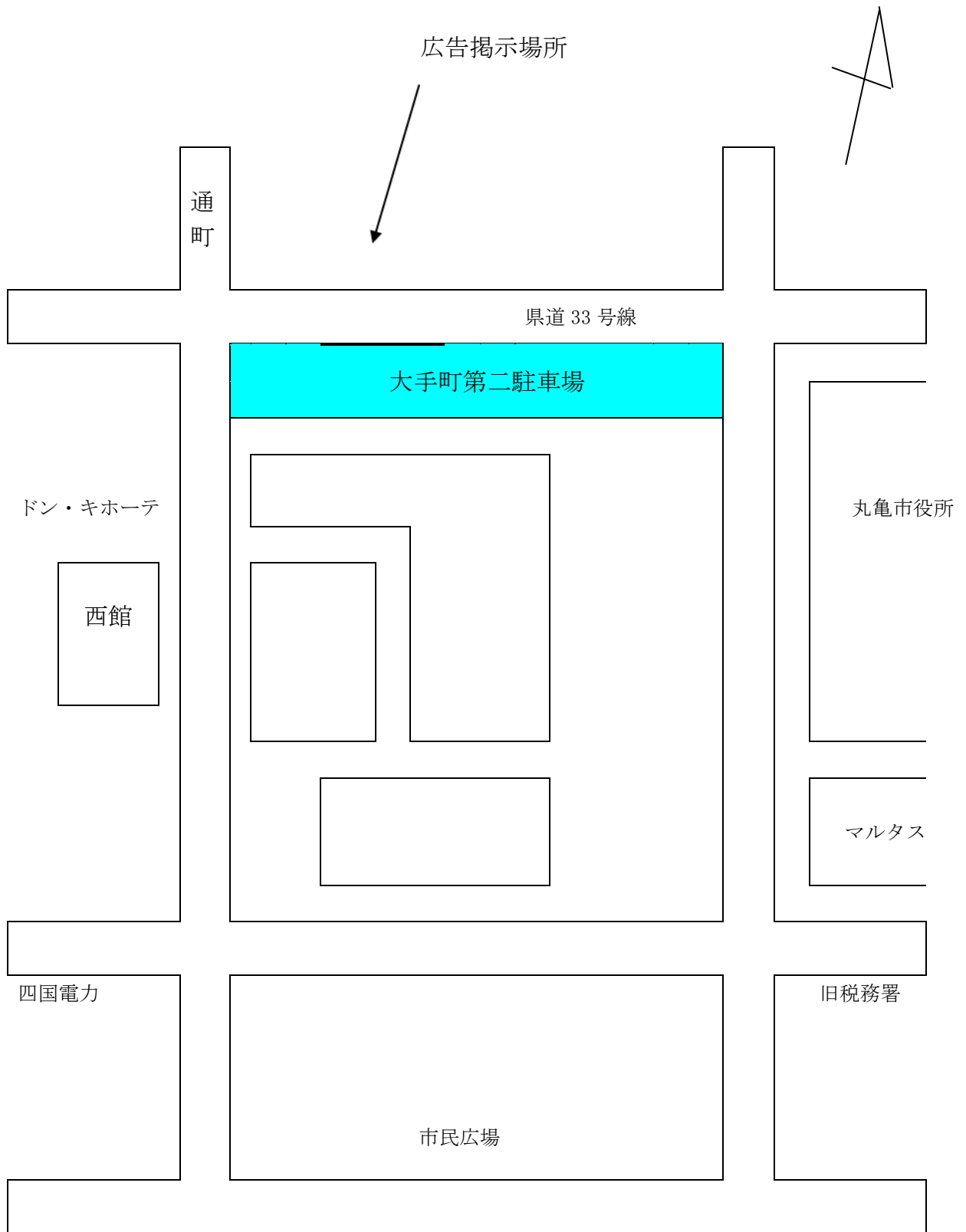
- 4 手続き

この「決定通知書」の発行をもって広告主の確定となりますので、広告掲出完了まで大切に保管してください。

また、上記の内容及び条件をご確認のうえ、各期限までに「行政財産の使用許可申請」、「広告原稿提出」などの手続きを完了してください。手続きが完了しないと、広告主の資格を失いますのでご注意ください。

# 丸亀市大手町第二駐車場位置図

北



丸亀城

広告掲出位置図

